専決報告第　７号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定によって、別紙のように専決処分したので同条第２項の規定により、これを報告する。

令和８年　９月１０日　　報　　告　　木祖村長　奥　原　秀　一

専決第　７号

木祖村税条例の一部を改正する条例について

木祖村税条例の一部を別紙のように改正する。
よって、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分する。

令和８年　７月１４日　　専　　決　　木祖村長　　奥　原　秀　一

木祖村税条例の一部を改正する条例

木祖村税条例（昭和38年木祖村条例第83号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の4中「附則第19条第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例）

第19条の3　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。

2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)　第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4)　附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるの

は「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から施行する。

（村民税に関する経過措置）

第2条　前条第1項に掲げる規定による改正後の木祖村税条例附則第7条の4の規定は、同項に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第2項において「施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、施行日の属する年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2　木祖村税条例附則第19条の3の規定は、施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。

木祖村税条例（昭和38年木祖村条例第83号）新旧対照表

現行	改正後（案）
附　則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4　第34条の7の規定の適用を受ける村民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第19条の7第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	附　則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4　第34条の7の規定の適用を受ける村民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第20条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第19条の7第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例） 第19条の3　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所

	得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。 2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 (2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)　第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

	(4)　附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

専決報告第７号説明資料　木祖村税条例の一部を改正する条例について

１　改正理由

令和８年度税制改正及び上位法令の施行等に伴い、木祖村税条例の一部を改正するもの。

２　改正内容

これまでは総合課税の対象であった「特定暗号資産」に係る譲渡所得等について、他の所得と区分して計算する個人村民税の課税の特例（申告分離課税）を新たに設け、適切な税制上の措置を講じるもの。

① 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人村民税の課税特例の新設

・課税方式：他の所得と区分した申告分離課税とする。

・税率：特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額に対し、
住民税５％（村民税３．５％、県民税１．５％）
（※所得税 15%、復興特別所得税と合わせて一律 20.315%）

３　施行期日

令和 10 年１月１日
（金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の１月１日から施行）